

# 大阪府における電話の適切な対応に関する総合的な取組

## 取組の経過

平成 20 年 5 月  
携帯・ネット上のいじめ等  
課題対策検討会議

平成 20 年 7 月  
携帯電話の使用に関する  
実態把握調査  
平成 20 年 9 月  
実態把握調査中間報告

深刻な過度の依存傾向  
被害体験の中学校での急増  
と小学校への広がり  
加害体験が小 6 から中 1 で  
倍増

平成 20 年 11 月  
実態把握調査最終報告  
平成 20 年 12 月  
携帯・ネット上のいじめ等  
生徒指導上の課題に関する  
とりまとめと提言

7 つ の 提 言  
小中学校は、学校への児童  
生徒の携帯電話の持ち込み  
については原則禁止、府立  
学校は、校内において、原  
則使用禁止

知事メッセージ  
「携帯電話は学校に  
必要なし」

## 基本 課題

### 携帯電話の 過度の依存 からの脱却

### 児童生徒を 被害者、加害 者にしない

### 早期発見・ 早期対応と 被害児童生徒 への適切な 支援

平成 20 年 12 月 17 日(市町村教育委員会に通知)

- ・携帯電話の学校への持ち込みを「原則禁止とすること」
- ・「学校における指導方針を明確に示すこと」

平成 21 年 1 月(府立学校に通知)

- ・「校内での使用を原則禁止とすること」

平成 21 年 1 月 29 日(市町村教育委員会に通知)

- ・「児童生徒の携帯電話使用に関する指導について」
- ・フィルタリングを利用する家庭でのルールづくり
- ・入学前後・卒業前など、適切な時期に効果的な指導
- ・相談窓口の設置等校内支援体制の確立
- ・プログラムを活用した情報モラル教育の一層の推進

学校・児童生徒

指  
導

活用

適切な実態把握と相談窓口の設置(スクールカウンセラー等の活用)(平成 21 年度)  
第三者性を有する相談機関の周知(子ども家庭相談室等)

「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」(平成 21 年 3 月)

- ・ 15 のプログラム(「迷惑メールが届いたら・・・」等)
- ・ プログラムに対応したデジタルコンテンツ集



家庭・地域

研  
修  
・  
啓  
発

リーフレット「携帯電話の危険性から子どもたちを守りましょう！」(平成 21 年 1 月)  
(「保護者地域とはぐくむ大阪の子どもたちの学力」より)

カレンダー式リーフレット「家庭でのルールづくりのために」(平成 21 年 3 月)

府  
民

啓  
発

6つの標語ステッカー「学校に携帯電話は必要なし」(平成 21 年 2 月～5 月)

『サイトの利用 軽い気持ちで加害者に 知らないうちに被害者に』  
『ケータイのフィルタリング 子どもを守る すぐれもの』等  
掲示公共施設 学校 警察関係 社会教育施設関係 青少年課関係 学校医関係

地域啓発用ステッカー(平成 21 年 2 月～5 月)

『携帯電話 持つ前に 持たせる前に話し合い 実行しよう家庭のルール』  
掲示民間施設 鉄道関係 理美容関係 飲食店関係 スーパー・コンビニ関係等

